

資料 5 2 - 2

国際eパッケージライトの提供に関する国際郵便約款の変更の認可

(諮問第1156号)



諮問第1156号
平成29年9月5日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 野田 聖子

諮問書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 横山 邦男）から、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	国際eパケットライトはSAL扱いとする小形包装物であるので、SAL扱い及び小形包装物に関する規定と同じ規定が適用されるため、従前と同じ。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	国際eパケットライトの提供のため、郵便物の引受を記録する特殊取扱として「国際特定記録」を新設するとともに、その役務の内容及び提供条件を具体的に規定しており、適正かつ明確に定められているものと認められる。国際特定記録の取扱い以外については、イと同様に、SAL扱い及び小形包装物に関する規定と同じ規定が適用されるため、従前と同じ。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	イと同様に、SAL扱い及び小形包装物に関する規定と同じ規定が適用されるため、従前と同じ。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	国際eパケットライトの料金の返還について、返還される料金及び請求期間が具体的に規定されており、適正かつ明確に定められているものと認められる。国際特定記録の取扱い以外については、イと同様に、SAL扱い及び小形包装物に関する規定と同じ規定が適用されるため、従前と同じ。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	本サービスは、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないので、適当と認められる。

別添



2017-日国際第173号
平成29年8月29日

総務大臣
野田 聖子 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

横山 邦男

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、国際郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施期日
平成29年10月1日
- 3 変更を必要とする理由
試験的に実施している国際特定記録の取扱いについて、本格実施を行うに当たり、国際郵便約款で規定するとともに、関係の規定について整備する必要があるため。

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行		改 正	
<p>国際郵便約款</p> <p>(略)</p> <p>(料金の返還)</p> <p>第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するもの）にあっては、受取人）からの請求があった場合に、これを返還します。</p>		<p>国際郵便約款</p> <p>(略)</p> <p>(料金の返還)</p> <p>第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するもの）にあっては、受取人）からの請求があった場合に、これを返還します。</p>	
<p>区 別</p> <p>1～6の3 (略)</p> <p>7 書留若しくは保険付とする通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物に関し、亡失又は内容品の全部の盗取若しくは全面的な損傷について当社が損害賠償しなければならぬ場合（外国来郵便物にあっては、受取人が郵便物の不良状態を理由として受取りを拒絶した場合も含みます。）</p>	<p>返還される料金</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>区 別</p> <p>1～6の3 (略)</p> <p>7 書留若しくは保険付とする通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物に関し、亡失又は内容品の全部の盗取若しくは全面的な損傷について当社が損害賠償しなければならぬ場合（外国来郵便物にあっては、受取人が郵便物の不良状態を理由として受取りを拒絶した場合も含みます。）</p>	<p>返還される料金</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>請求期間</p> <p>(略)</p> <p>損害賠償の通知を受けた日から6か月</p>	<p>請求期間</p> <p>(略)</p> <p>損害賠償の通知を受けた日から6か月</p>	<p>請求期間</p> <p>(略)</p> <p>損害賠償の通知を受けた日から6か月</p>	<p>請求期間</p> <p>(略)</p> <p>損害賠償の通知を受けた日から6か月</p>
<p>8 引受停止により郵便物の運送業務の一部又は全部が行われなかった場合</p>	<p>差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金表第1表（通常郵便物の料金）第1の7(2)の規定により差し出された郵便物である場合には、支払われた料金を上回らないことを限度として、その郵便物について料金表第1表第2の4(2)の規定により算出される料金とします。9及び10についても同様とします。）、特殊取扱の料金及び簡記番号保証料の料金</p> <p>(略)</p>	<p>差出しの際に支払われた郵便物の料金及び国際特定記録料</p> <p>差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金表第1表（通常郵便物の料金）第1の7(2)の規定により差し出された郵便物である場合には、支払われた料金を上回らないことを限度として、その郵便物について料金表第1表第2の4(2)の規定により算出される料金とします。9及び10についても同様とします。）、特殊取扱の料金及び簡記番号保証料の料金</p> <p>(略)</p>	<p>差出しの際に支払われた郵便物の料金及び国際特定記録料</p> <p>差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金表第1表（通常郵便物の料金）第1の7(2)の規定により差し出された郵便物である場合には、支払われた料金を上回らないことを限度として、その郵便物について料金表第1表第2の4(2)の規定により算出される料金とします。9及び10についても同様とします。）、特殊取扱の料金及び簡記番号保証料の料金</p> <p>(略)</p>
<p>9～11 (略)</p>	<p>9～11 (略)</p>	<p>9～11 (略)</p>	<p>9～11 (略)</p>
<p>2 前項の請求は、当社が別に定めるところにより、これをさせていただきます。</p>		<p>2 前項の請求は、当社が別に定めるところにより、これをさせていただきます。</p>	

現 行	改 正
<p>3・4 (略)</p> <p>(調査請求)</p> <p>第89条 調査請求は、小包郵便物、書留郵便物又は保険付郵便物ご不着、内容品亡失、損傷、遅延、受取通知用紙の未受領等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。</p> <p>2 前項の請求は、差出人又は受取人が料金表で定める額の手数料を添えて、これを行っていただきます。</p> <p>(略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>第5節 国際特定記録</p> <p><u>(国際特定記録の取扱い)</u></p> <p>第84条の2 国際特定記録は、郵便物の引受けを記録する取扱いです。</p> <p>2 国際特定記録の取扱いは、当社が別に定める条件によりこの取扱いを行う国に宛てた小形包装物について行います。</p> <p>3 国際特定記録とする郵便物を引き受けるときは、差出人に郵便物の受領証を交付します。</p> <p>(調査請求)</p> <p>第89条 調査請求は、小包郵便物、書留郵便物、<u>保険付郵便物又は国際特定記録とする郵便物</u>ご不着、内容品亡失、損傷、遅延、受取通知用紙の未受領等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。</p> <p>2 前項の請求は、差出人又は受取人が料金表で定める額の手数料を添えて、これを行っていただきます。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (平成29年8月25日 2017-日国際第173号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>第1条 この改正は、平成29年10月1日から実施します。</p>

【参考】国際郵便に関する料金表新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正																
<p>国際郵便に関する料金表</p> <p>(略)</p> <p>第1表 通常郵便物の料金 第1 適用 1～6 (略) 7 印刷物及びびり形包装物の特別料金 (1)～(3) (略) (4) 国際 e パケットライト郵便物の料金 次の条件を満たす<u>非優先扱いとする航空小形包装物</u> (1)から(3)までに掲げる条件を満たすものを除きます。 ア 当社が別に定める方法により電子情報処理組織 (当社の使用に係る電子計算機と差出人の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。) を使用して作成した書面を添えて差し出されたものであること。 イ <u>国際特定記録郵便としたものであること。</u></p> <p>第2 料金額 1～3 (略) 4 印刷物及びびり形包装物の特別料金 (1)・(2) (略) (3) 国際 e パケット郵便物の料金</p>	<p>国際郵便に関する料金表</p> <p>(略)</p> <p>第1表 通常郵便物の料金 第1 適用 1～6 (略) 7 印刷物及びびり形包装物の特別料金 (1)～(3) (略) (4) 国際 e パケットライト郵便物の料金 次の条件を満たす<u>国際特定記録とする小形包装物</u>に適用します。 ア 当社が別に定める方法により電子情報処理組織 (当社の使用に係る電子計算機と差出人の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。) を使用して作成した書面を添えて差し出されたものであること。 イ <u>本邦からはSAL扱いにより、名宛国内においては航空扱いにより運送するものであること。</u> <u>(注) (4)の当社が別に定める方法は、インターネットを介して、当社の使用に係る電子計算機へ接続し、差し出すとするとする小形包装物の内容品の明細、価格等の税関検査に関する事項その他必要事項を入出力装置から入力した後、その電子計算機から取得した書面に係る情報に基づき印字する方法とします。</u></p> <p>第2 料金額 1～3 (略) 4 印刷物及びびり形包装物の特別料金 (1)・(2) (略) (3) 国際 e パケット郵便物の料金</p> <p><u>国際 e パケット郵便物の料金は、次表に掲げる料金の、第6表第2 (料金額) に規定する書留料等の料金を加えた額とします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1294 1245 1414 2051"> <thead> <tr> <th>重量 (略)</th> <th>第1地帯 (略)</th> <th>第2地帯 (略)</th> <th>第3地帯 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.0kg まで</td> <td>1,950 円</td> <td>2,655 円</td> <td>3,645 円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1294 232 1414 1039"> <thead> <tr> <th>重量 (略)</th> <th>第1地帯 (略)</th> <th>第2地帯 (略)</th> <th>第3地帯 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.0kg まで</td> <td>1,950 円</td> <td>2,655 円</td> <td>3,645 円</td> </tr> </tbody> </table>	重量 (略)	第1地帯 (略)	第2地帯 (略)	第3地帯 (略)	2.0kg まで	1,950 円	2,655 円	3,645 円	重量 (略)	第1地帯 (略)	第2地帯 (略)	第3地帯 (略)	2.0kg まで	1,950 円	2,655 円	3,645 円
重量 (略)	第1地帯 (略)	第2地帯 (略)	第3地帯 (略)														
2.0kg まで	1,950 円	2,655 円	3,645 円														
重量 (略)	第1地帯 (略)	第2地帯 (略)	第3地帯 (略)														
2.0kg まで	1,950 円	2,655 円	3,645 円														

(4) 国際 e パケットライト郵便物の料金

重量	第1地帯	第2地帯	第3地帯
100gまで	160円	180円	200円
200gまで	210円	250円	290円
300gまで	260円	320円	380円
400gまで	330円	410円	490円
500gまで	400円	500円	600円
600gまで	470円	590円	710円
700gまで	540円	680円	820円
800gまで	610円	770円	930円
900gまで	680円	860円	1,040円
1.0kgまで	750円	950円	1,150円
1.25kgまで	970円	1,220円	1,470円
1.5kgまで	1,190円	1,490円	1,790円
1.75kgまで	1,410円	1,760円	2,110円
2.0kgまで	1,630円	2,030円	2,430円

第2表 通常郵便物の料金割引

第1 適用

通常郵便物（当社が発行する航空書簡及び国際郵便集書、盲人用郵便物、低料印刷物、特別重袋印刷物、航空優先大量郵便物、航空非優先大量郵便物並びに国際 e パケット郵便物を除きます。以下この第1においては同じとします。）の料金については、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。この場合において、1及び2のいずれも満たすものについては、割引率のいずれか高い方の条件を満たすものとみなします。

1・2 (略)

第2 (略)

第6表 特殊取扱の料金

第1 適用

- 1 通常郵便物の特殊取扱（書留、速達、受取通知及び保険付）及び小包郵便物の特殊取扱（速達、受取通知及び保険付）の料金は、第2（料金額）の表のとおりとします。
- 2 書留については、第3（料金割引）に定めるところにより、料金割引を適用します。

(4) 国際 e パケットライト郵便物の料金

国際 e パケットライト郵便物の料金は、次表に掲げる料金に、第6表第2（料金額）に規定する国際特定記録料の料金を加えた額とします。

重量	第1地帯	第2地帯	第3地帯
100gまで	160円	180円	200円
200gまで	210円	250円	290円
300gまで	260円	320円	380円
400gまで	330円	410円	490円
500gまで	400円	500円	600円
600gまで	470円	590円	710円
700gまで	540円	680円	820円
800gまで	610円	770円	930円
900gまで	680円	860円	1,040円
1.0kgまで	750円	950円	1,150円
1.25kgまで	970円	1,220円	1,470円
1.5kgまで	1,190円	1,490円	1,790円
1.75kgまで	1,410円	1,760円	2,110円
2.0kgまで	1,630円	2,030円	2,430円

第2表 通常郵便物の料金割引

第1 適用

通常郵便物（当社が発行する航空書簡及び国際郵便集書、盲人用郵便物及び特別重袋印刷物並びに低料印刷物、航空優先大量郵便物、航空非優先大量郵便物、国際 e パケット郵便物及び国際 e パケットライト郵便物の料金が適用されるものを除きます。以下この第1において同じとします。）の料金については、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。この場合において、1及び2のいずれも満たすものについては、割引率のいずれか高い方の条件を満たすものとみなします。

1・2 (略)

第2 (略)

第6表 特殊取扱の料金

第1 適用

- 1 通常郵便物の特殊取扱（書留、速達、受取通知、保険付及び国際特定記録）及び小包郵便物の特殊取扱（速達、受取通知及び保険付）の料金は、第2（料金額）の表のとおりとします。
- 2 書留については、第3（料金割引）に定めるところにより、料金割引を適用します。

現 行

第2 料金額

料 金 の 区 別	料 金 額
(略)	(略)
保険料	(略)
通常郵便物	(略)
小包郵便物	(略)

附 則 (平成28年8月29日 2016-日国際第53号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

(料金表に係る改正規定の失効)

第2条 料金表第1表第1(適用)の7の(4)及び第2(料金額)の4の(4)の改正規定は、平成29年9月30日限り、その効力を失います。

改 正

第2 料金額

料 金 の 区 別	料 金 額
(略)	(略)
保険料	(略)
通常郵便物	(略)
小包郵便物	(略)
<u>国際特定記録料</u>	<u>370円</u>

附 則 (平成28年8月29日 2016-日国際第53号)

この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

附 則 (平成29年8月25日 2017-日国際第173号)

この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。

郵便約款変更の認可について

平成29年9月5日
総務省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金を除く。）を定めたものであり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便約款を定めることになっている。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

2 総務大臣の認可

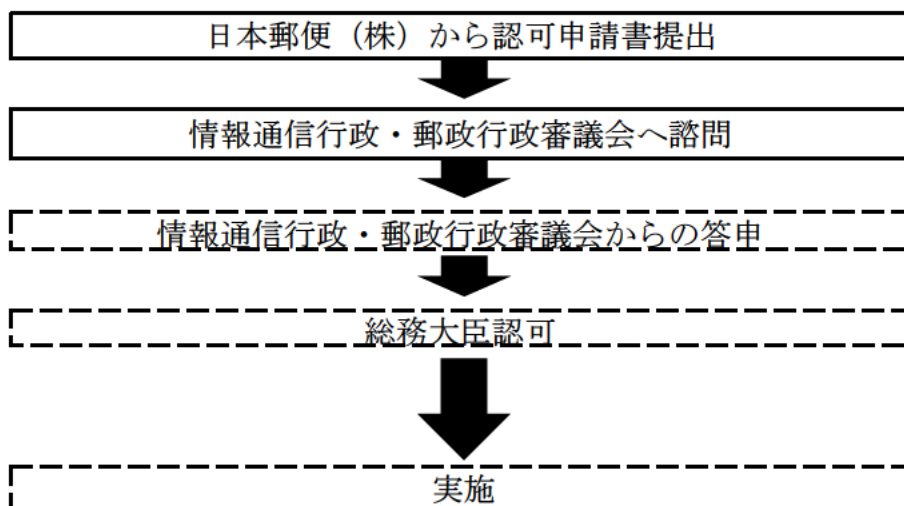
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わることなどから、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則総務大臣への届出制とし、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第2項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっていることから、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請

1 申請の背景・理由

日本郵便株式会社は、平成28年10月1日から、国際eパケットライトを試験的に提供している（試験的に提供する郵便の役務の提供条件は、総務大臣の認可不要（郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第29条第2号））。

国際eパケットライトは、「国際郵便マイページサービス」を利用して、専用のラベルを印刷の上、添付することを条件に、郵便物（SAL扱いとする小形包装物※1）の引受けを記録するサービスである。これにより、差出人等は、差出から配達までの配送状況を追跡確認することが可能となる。

国際eパケットライトの特徴は、eコマース向けの類似サービスである国際eパケット（航空扱い及び書留※2とする小形包装物）と比べて、航空機の空きスペースを利用して航空路により運送するため、配達まで長い日数（1～2週間）を要するほか、郵便受箱に配達するため、配達時の受領証の交付がなく、また、事故発生時の補償もないが、その分低廉な料金が設定されていることである。国際eパケットライトは、越境eコマース事業者が、中小口の比較的安価な小物を発送することに適しており、越境eコマース市場の裾野の拡大に伴う需要に応ずるものである。

日本郵便株式会社では、国際eパケットライトの試験的な提供を通じ、引受から配達までの全ルートで円滑な処理を行う体制が整備され、役務の提供の安定性及び継続性を確保することが可能と判断し、平成29年10月1日より、本サービスとして提供することとしている。

※1 「SAL扱い」とは、郵便物を差出国と名宛国間において航空扱いとするものよりも低い優先度で航空路により運送する扱い。

「小形包装物」とは、小形かつ重量が2kg以下の、特定の人に宛てた通信文を筆書した書類以外の物を内容とする通常郵便物。

※2 「航空扱い」とは、郵便物を差出国と名宛国間において航空路により優先的に運送する扱い。

「書留」とは、郵便物の引受け及び配達を記録し、郵便業務の取扱中においてその郵便物を亡失、盗取又は損傷した場合には、一定額を限度として賠償する特殊取扱。

2 申請概要

国際郵便約款に、郵便物の引受を記録する特殊取扱として「国際特定記録」を新設するとともに、料金の返還等の関連規定を整備するもの。

3 実施予定日

平成29年10月1日

第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	国際eパケットライトはSAL扱いとする小形包装物であるので、SAL扱い及び小形包装物に関する規定と同じ規定が適用されるため、従前と同じ。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	国際eパケットライトの提供のため、郵便物の引受を記録する特殊取扱として「国際特定記録」を新設するとともに、その役務の内容及び提供条件を具体的に規定しており、適正かつ明確に定められているものと認められる。国際特定記録の取扱い以外については、イと同様に、SAL扱い及び小形包装物に関する規定と同じ規定が適用されるため、従前と同じ。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	イと同様に、SAL扱い及び小形包装物に関する規定と同じ規定が適用されるため、従前と同じ。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	国際eパケットライトの料金の返還について、返還される料金及び請求期間が具体的に規定されており、適正かつ明確に定められているものと認められる。国際特定記録の取扱い以外については、イと同様に、SAL扱い及び小形包装物に関する規定と同じ規定が適用されるため、従前と同じ。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	本サービスは、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないので、適当と認められる。

參考資料

国際eパケットライトについて

(参考1)

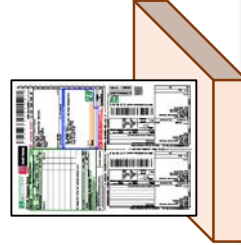
概要 >>

- 国際eパケットライトは、「国際郵便マイページサービス」を利用して、専用のラベルを印刷の上、添付することを条件に、郵便物（SAL扱いとする小形包装物）の引受けを記録するサービス。これにより、差出から配達までの配送状況の追跡確認が可能となる。
- 10月1日から、全郵便局（簡易郵便局を除く。）において、37ヶ国・地域との取扱いを予定。
※ 現時点(9月5日)では、1,084局の郵便局において、32カ国・地域との間で取扱中。

イメージ図 >>



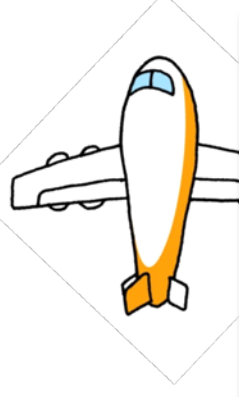
・専用ラベルの印刷、添付・



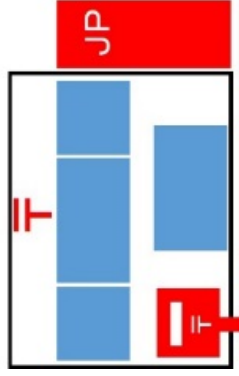
・サービスの特徴・

- ・航空機の空きスペースを利用して航空路により運送(SAL扱い)するため、配達まで長い日数(1~2週間)を要するほか、郵便受箱に配達するため、配達時の受領証の交付がなく、事故発生時の補償もないが、その分低廉な料金。
- ・越境eコマース事業者が、中小口の比較的安価な小物を発送することに適しており、越境eコマース市場の裾野の拡大に伴う需要に応ずるもの。

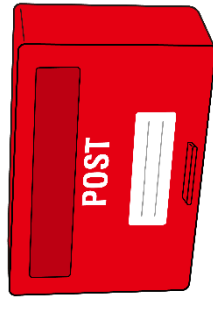
・配送状況の追跡確認が可能、補償なし・



航空機の空き
・スペースを利用・



・引受けを記録・



・郵便受箱に配達・

国際eパッケージタイトについて(続き)

<< 取り扱い国・地域 >>

○ 現在取扱い中の国・地域

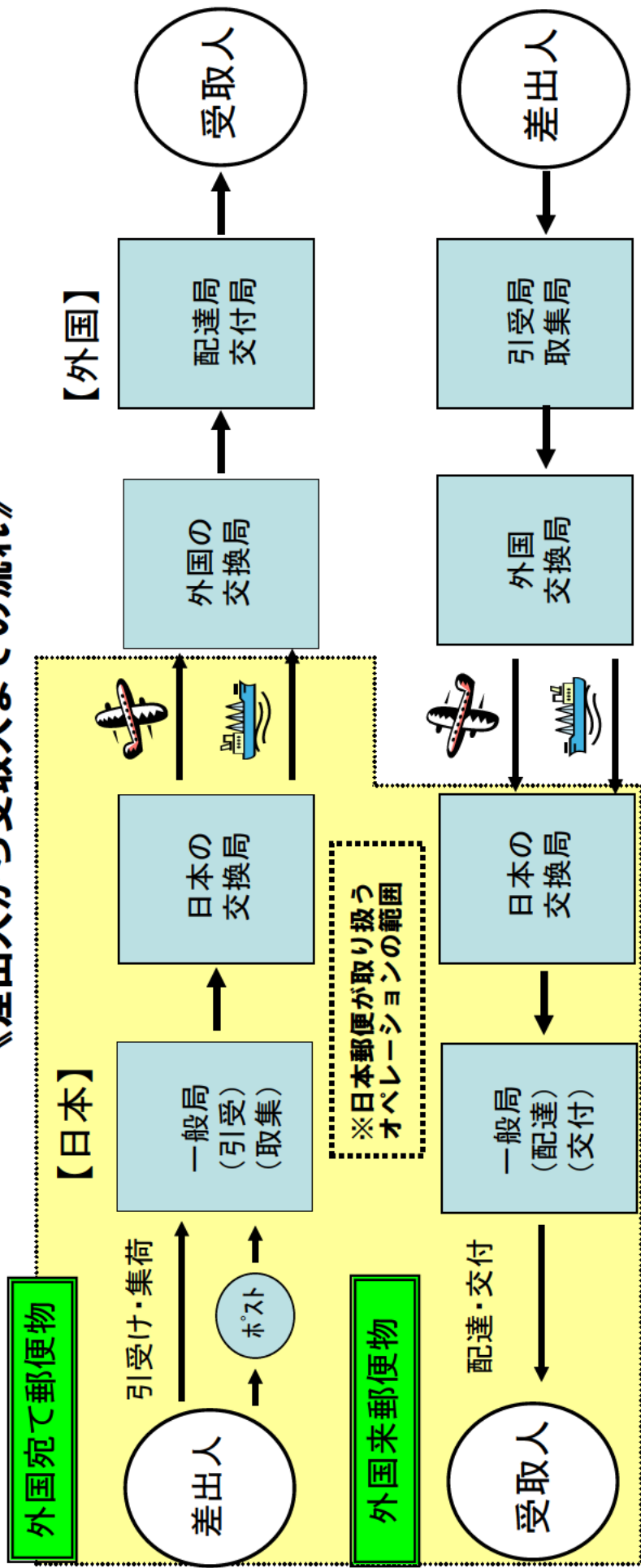
大韓民国、台湾、中華人民共和国、香港、シンガポール、ベトナム、ニュージーランド、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、イスラエル、トルコ、アイルランド、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ブラジル（32カ国・地域）

○ 平成29年10月1日から新たに取り扱いを始める国（予定）
インドネシア、オーストラリア、タイ、フィリピン、マレーシア

- 国際郵便物は、交換局(※)を経由して、外国の指定された事業者と交換されている。
- 日本郵便が取り扱うオペレーションの範囲(下図の網掛部分)は、外国宛てにあっては、郵便物を引き受けてから外国の指定された事業者に郵便物を引き渡すまで、また、外国来にあつては、外国の指定された事業者から郵便物を引き渡してから郵便物を配達するまでとなる。

※ 我が国の交換局は、航空便を扱う交換局が、東京国際、中部国際、大阪国際、新福岡及び那覇中央の5局、航空便及び船便を扱うのが川崎東の1局。

《差出人から受取人までの流れ》



【参照条文】

○ 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

（郵便に関する条約）

第十一条 郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（料金等の掲示）

第六十九条 会社は、郵便に関する料金、郵便約款（前条第一項の総務省令で定める軽微な事項に係る提供条件を含む。）その他総務省令で定める事項をその営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

○ 郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）

（郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件）

第二十九条 法第六十八条第一項の総務省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

- 一 郵便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件
- 二 期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件

○ 万国郵便条約（平成二十五条約第十五号）

第十三条 基礎業務

- 1 加盟国は、その指定された事業者が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。
- 2 通常郵便物とは、次のものをいう。
 - 2.1 （略）
 - 2.2 重量二キログラムまでの書状、郵便葉書、印刷物及び小形包装物
 - 2.3・2.4 （略）
- 3～8 （略）

○ 通常郵便に関する施行規則

第一百二十条 基礎業務

- 1・2 （略）
- 3 内容品に基づく分類のシステムにおいては、郵便物は次のように分けられる。
 - 3.1 航空路によって優先的に運送される郵便物は、「航空郵便物」という。
 - 3.2 航空郵便物よりも低い優先度で航空路によって運送される平面路郵便物は、「SAL 郵便物」という。
- 4 （略）